

新たな外国人技能実習制度

2月28日、前橋市・前橋マークキュリーホテルにおいて、外国人技能実習制度適正化講習会を開催。今回は、全国中小企業団体中央会労働人材政策本部労働政策部長・西津康久氏が「技能実習法の概要と組合の対応について」をテーマに講演を行いました。

外国人技能実習制度については、昨年11月28日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が公布されました。

技能実習法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものです。下記のとおり概要を説明します。

技能実習の基本理念 及び関係者の責務

▲技能実習の基本理念▼

○技能実習は、技能等の適正な習得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

○技能実習は、労働力の需給調整手段として行われてはならない。

▲国の責務▼

○この法律の目的を達成するため、基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

▲実習実施者の責務▼

○技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

▲監理団体の責務▼

○技能実習の適正な実施及び技能

実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

技能実習計画

▲技能実習計画の認定▼図①

○技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受ける必要がある。

▲認定を受けた技能実習計画の実施▼

○実習実施者は、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせなければならない、違反等があった場合には、改善命令や認定の取消しの対象となる。

▲実習実施者の義務▼

○実習実施者は、初めて技能実習を開始した時や継続困難時の届出、帳簿の備付、実施状況報告等が必要である。

監理団体

▲監理団体の許可▼図②

○監理事業を行おうとする者は、事前に許可を受ける必要がある。

- 〇 監理事業の適正な実施
- 〇 監理団体は監理事業を適正に運営しなければならず、違反等があった場合は、改善命令や許可の取消しの対象となる。
- 〇 監理団体の義務
- 〇 監理団体は団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を、省令で定める基準に従って実施しなければならない。
- 技能実習制度の拡充
- 〇 優良な監理団体等に対する拡充策
- 〇 所定の試験に合格した技能実習生は、実習の最長期間が現行の3年間から5年間になる。(一)

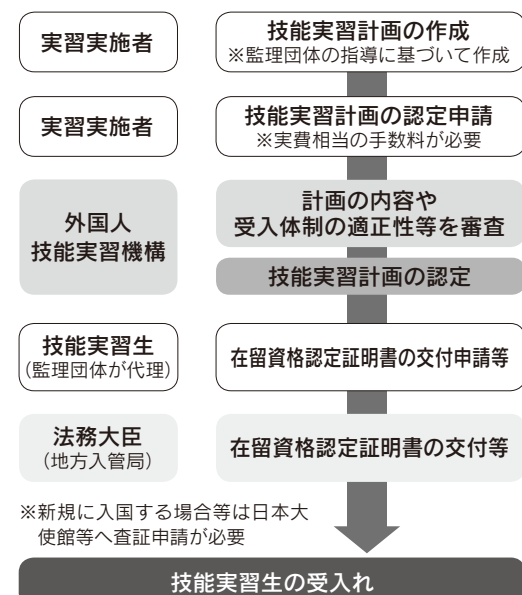
- 〇 常勤職員数に応じた実習生の人数枠を現行の2倍程度まで増加。
- 〇 帰国後、最大2年間の実習
- 〇 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定や罰則を設けるほか、技能実習生による申告が可能となる。
- 〇 国による技能実習生に対する相談・情報提供体制を強化するとともに、実習実施者・監理団体による技能実習生の転籍の連絡調整等の措置を講ずる。
- 技能実習生の保護等
- 〇 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定や罰則を設けるほか、技能実習生による申告が可能となる。

今回紹介した内容は、技能実習法の一部ですので、詳細は、法務省・厚生労働省のHPをご覧ください。また、今後の施行に向けた関係情報についても、随時HPにてお知らせするようですので、ご確認ください。

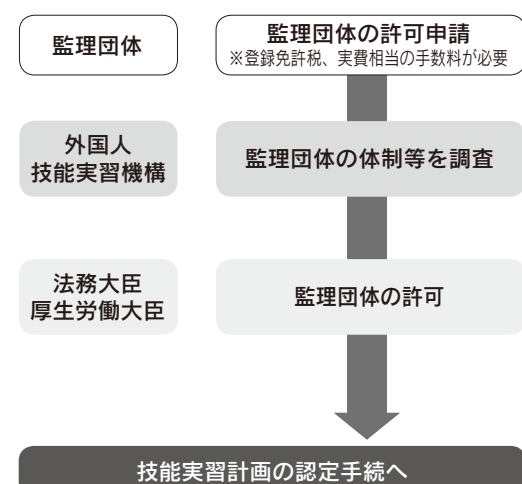
外国人技能実習機構の創設

〇 技能実習計画の認定等の事務を担う認可法人が設立され、本部を東京都(品川)に開設。

図① 技能実習計画の認定、技能実習生の受入れフロー(団体監理型)



図② 監理団体の許可のフロー



商工中金から感謝状

株式会社商工組合中央金庫(東京都中央区、安達健祐社長)から、本会に対し感謝状が贈られた。

商工中金が12月10日に創立80周年を迎えたことを契機に、これまで本会が県内中小企業の発展と商工中金の使命達成に貢献してきたとして、松尾悟志前橋支店長から金子正元会長へ感謝状が手渡された。

松尾支店長は「中央会は組合運営の指導・支援や人材育成事業のほか、ものづくり支援を通じて、強みを活かす中小企業の取組に係団体と連携してサポートされています。これまでの中央会の取組に感謝申し上げますとともに、私共もお役に立てるよう努力を続けて参ります」と述べた。

